

令和4年1月17日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市公共料金審議会

会長 森脇常公

水道料金の改定について（答申）

令和3年10月8日付で当審議会が諮問を受けた宍粟市水道料金の改定について慎重に審議した結果、次の通り答申する。

記

1 水道料金の改定について

人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中、将来にわたって安定的に水道事業を経営するために、料金改定の実施が必要である。

【改定案】

・水道料金改定案（1ヶ月あたり料金、消費税10%込み）

口 径	基本料金		超過料金		備 考
	現 行	改定後	現 行	改定後	
13mm	1,980円	2,420円	154円	187円	基本水量10m ³ を含む
20mm	2,420円	2,970円	154円	187円	基本水量10m ³ を含む
25mm	2,750円	3,410円	176円	209円	基本水量10m ³ を含む
40mm	6,160円	7,590円	198円	242円	
50mm	12,650円	15,620円	209円	253円	
75mm	29,480円	36,740円	220円	264円	
100mm	62,700円	77,220円	264円	319円	

2 審議のまとめ

(1) はじめに

蛇口をひねればきれいな水がいつでも出る。日常生活においては当たり前のこととなっており、私たち市民にとって、水道事業は、最も重要な生活インフラであるといえる。

本審議会では、この重要なインフラである水道事業を将来にわたり安定的に維持し、安心・安全な市民生活を支える水道事業を次世代に繋いでいくため、その原資となる適正な水道料金について審議するものである。

(2) 水道事業を取り巻く環境

宍粟市水道事業の給水区域は非常に広く、谷あいには多くの集落が点在していることで、長い水道管に加え、多くの浄水場や配水池などの水道施設を有しており、決して恵まれた経営環境にあるとはいえない。水道事業の経営は地形的要因に大きく左右されることから、事業体によって水道料金に格差が生じており、宍粟市の水道料金は県下でも高い部類となっている。

さらには社会的な傾向に漏れず宍粟市でも人口減少が進み、水の使用量も減少していくことで、今後水道事業を取り巻く環境はより厳しいものとなっていくものと考えられる。

(3) 水道事業の経営状況について

宍粟市の合併以前において旧山崎町は上水道、それ以外の北部3町は簡易水道をそれぞれに運営していたものを、合併後10年を経て、平成26年に市内全域を給水区域とする上水道として統合して運営している。

平成26年の宍粟市水道事業の統合以降、収益的収支の赤字が継続しており、将来の建設費用の積立である内部留保資金で、補てんしている状況にある。

収益的収支の赤字の解消が水道事業にとって緊急に取り組むべき最大の課題である。

(4) 料金改定の必要性について

厳しい経営環境の下で水道事業を維持していくためには、収入の確保と費用の削減の両軸の対応が必要となってくる。

水道事業に必要な費用の大部分は施設の建設に係る費用であり、これは地形的要因に大きく左右されるものである。宍粟市水道事業はその地形的要因から、事業運営のために多くの施設を保有しており、これらの施設整備に係る費用が莫大であることが経営を圧迫している状況にある。今後人口減少が進む中で、施設の統廃合やダウンサイジングも含めて、効果的・効率的に施設の更新を行うことで建設費用の抑制に努める必要がある。

一方で、施設建設費以外の維持費については、人件費も含め費用の削減に取り組んできており、全国平均と比べてもコスト削減は進んでいると評価できる。しかし、今後も経費削減の努力は継続してもらいたい。

また、水道事業の普及率は98%に達しており、人口減少が進む中で、今後大きく水需要が増加することは見込めない。

以上のことから、水道事業の最大の課題である、収益的収支の赤字の解消のためには料金の増額改定は避けられない状況にある。

(5) 料金改定について

宍粟市水道ビジョンでは、令和20年度には赤字を解消することを目標として定めているが、その目標を達成するためには、令和5年度から令和9年度までの5年間に約37億円の料金収入が必要となる。その必要となる料金収入を人口減少予測に応じた水需要予測で割り戻す方法で改定後の料金を算定しており、年間1億3千万円程度の増収が見込まれることとなる。

また、具体的な算定方法についても、水道料金を全体で公平に負担していくために、『水道料金改定業務の手引き』に基づいて、各使用者の口径ごとの負担割合から、それぞれの料金を算定している。

(6) まとめ

安心・安全な市民生活を支える水道事業を次世代に安定して引き継いでいくことは現世代の責務であり、適正な水道料金を負担していかなければならない。

安定した水道事業経営の維持と、公平な料金負担を実現するために、改定案どおりの増額の実施はやむを得ないと判断した。

しかし、原油価格の高騰により、様々な物が値上げされている状況の下、普及率が98%に達している水道事業の料金値上げは市民生活に大きな影響を与えることになる。そこで、市の施策として、改定後の料金負担を少しでも緩和するために、福祉世帯に対する料金助成の継続や、水道事業への追加補助の実施などについて、検討を願いたい。

また、水道事業に対しては、安全でおいしい水道水の供給を実現するために、経費削減の継続は勿論のこと、水道事業の広域化の取り組みへの積極的な参加や、施設の計画的な更新など、多角的な方法によって水道事業の安定化を図ってほしい。

3 審議会での主な意見

本答申書については審議会の中で出された意見を踏まえて作成している。以下に主な意見を報告するので、今回の料金改定及び今後の水道事業の経営の参考にしてもらいたい。

主 な 意 見

- ・将来的に人口が減少した区域の水道事業をどうするのか、事前に検討しておく必要があるのではないか。
- ・水道事業は通常の事業と違い、「買う」、「買わない」ではなく、皆で負担するものではないか。
- ・未収金の多さが経営を圧迫することがないのか心配である。
- ・経営効率が下がるので、有収率の維持が重要となるのではないか。
- ・地形的に建設費用が多額となっていることは理解できるが、類似団体の状況なども十分に研究して、施設の統廃合を進め、将来の建設費用の抑制を図る必要があるのではないか。
- ・建設費が高くなっているのには、地形的要因だけではなく、当初に合理的な施設建設ができていなかったということもあるのではないか。
- ・市民の間では、宍粟市の水道料金は高いというイメージがある。
- ・料金が高くなってしまった場合にも非課税世帯への福祉助成制度を継続する必要があるのではないか。
- ・人口減少により、将来的にも厳しい経営環境にあることは理解できるが、時間が経てば料金が増加するのが当たり前というのには違和感を覚えます。今回は増額改定するが、借金の繰り上げ償還により支払利息を0円にするなどして、次回は減額改定をめざすというような、市としての強い決意も必要なのではないか。
- ・長期的な経営目標を設定されていることは評価できる。
- ・料金が増加することは歓迎されることではないが、何とか家計の節約で受け入れられる範囲ではないだろうか。
- ・未収金を放置することは、正直に料金を負担している人からすると不公平であるので、給水停止処分の実行など、今後も毅然とした対処を望みます。
- ・大口使用者の利用促進のために、大口径の加入分担金を免除するような方法も良いのではないか。
- ・基本水量を変更することによる実質的改定も考えられるのではないか。
- ・子どもや孫の将来世代のことを考えて、料金改定を実施していく必要があるのではないか。
- ・様々なものが値上げされている社会情勢の中で、水道料金が値上げされることは市民生活に大きく影響する恐れがあるが、改定案は辛うじて許容できる範囲ではないか。
- ・料金の増額改定ではあるが、料金統一前の水準に戻るだけという側面もある。

4 審議会委員

会 長	森 脇 常 公
副会長	梶 浦 妙 子
委 員	植 木 政 夫
委 員	内 海 寿 一
委 員	尾 崎 一 郎
委 員	加 治 瑞 穂
委 員	下 川 秀 美
委 員	山 國 和 志

5 審議経過

回数	開催日時・場所	審議事項
第1回	令和3年10月8日(金) 市役所4F会議室	料金改定実施に向けて、現在の経営状況等を確認
第2回	令和3年10月29日(金) 一宮市民協働センター2F研修室	経営状況に係る追加事項について確認
第3回	令和3年11月18日(木) 一宮市民協働センター1Fホール	答申の方向性について審議
第4回	令和3年12月10日(金) 一宮市民局 第2庁舎2F会議室	答申の内容について審議